

2018年度 大阪市への要望書

障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会
事務局 障害者（児）を守る全大阪連絡協議会
〒558-0011 大阪市住吉区苅田5-1-22
TEL 06-6697-9005
FAX 06-6697-9059

<教育>

1. 障害のある子どもへの合理的配慮の実現のために、行政の責任で基礎的な教育環境整備をおこなってください。
2. 急増する特別支援学級在籍児童・生徒や障害の実態・種別にみあった、学級設置及び教職員配置等を行ってください。
 - ①障害種別による学級設置を遵守してください。
 - ②1学級の定数を8名から6名に引き下げる等、大阪市の独自基準を策定してください。
 - ③学級設置相当数の教室を確保・整備してください。
3. 「20人以上の子どもが特別支援学級に在籍している」「医療的ケア児が在籍している」「障害が重複している子どもが在籍している」など特別支援教育に関わる特別な困難を抱えた学校に、教員加配を行なう等の教育条件の改善を行ってください。
4. 通常学級の教育条件を改善してください。
 - ①35人以下学級を実現してください。
 - ②特別支援学級在籍者を含めた人数が、定数（35人・40人）を超えることがないように学級編成をしてください。
5. 大阪府に移管された旧大阪市立特別支援学校の教育条件の改善・充実を行うとともに、大阪府と協力して支援学校を新設してください。
 - ①大阪市立特別支援学校の府移管にあたっての効果検証を行なってください。
 - ②府移管にともなう教育条件の後退・悪化に対し、大阪市の責任で復元・改善の方策を検討・実施してください。
 - ③大阪市内への特別支援学校の新設を、大阪府教委に要望してください。特に、西大阪地域に、知的障害支援学校を新設してください。
 - ④保護者からの特別支援学校への転校希望について、速やかに対応してください。
6. 中学校教育段階における障害児教育を拡充してください。
 - ①中学校の支援学級において、特別な教育ニーズを持つ生徒たちの実態に見合ったきめ細かな教育を保障するため、学校全体で取り組んでいけるようにしてください。
 - ②自閉症スペクトラム等発達障害のある児童に見合った学習の場を充実してください。
7. 競争をあまり点数による序列化につながる、学力テストを実施しないでください。
 - ①市統一テストを実施しないでください。
 - ②府チャレンジテストに参加しないでください。
 - ③府チャレンジテストの内申評価反映にともない、評価が下がった特別支援学級在籍生徒の実態を調査してください。その上で、不利益を被っている障害児に適切に対応してください。
8. 医療的ケア児を含む重度の障害を持つ子どもたちへの教育保障を、市の責任で行ってください。
 - ①医療的ケア児のいる学校に、看護師を常時配置してください
 - ②校外活動、宿泊行事に安全に参加できるように、看護師の配置や移動手段にかかる予

算措置等を大阪市の責任で行ってください。

9. 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を、必要に応じて配置してください。
10. 特別支援教育サポーターを整備・拡充してください。
 - ①フルタイム、または授業終了時までの勤務としてください。
 - ②年度当初からの採用としてください。
 - ③大阪市が責任を持って特別支援教育サポーターを採用し配置してください。
 - ④特別支援教育サポーターの賃金・労働条件を改善してください。
11. 食事への配慮が必要な子どもへの個別対応給食（障害児食）を拡充してください。
 - ①小学校給食における個別対応給食（障害児食）を拡大実施してください。
 - ②中学校給食の内容を改善してください。
 - ③中学校給食における個別対応給食（障害児食）を実施してください。
12. 相談活動の充実に向けて、小中学校特別支援教育コーディネーターを専任で配置してください。
13. 就学・進学相談にあたっては、特別支援学校を含む多様な学びの場の情報提供を行い、相談・支援体制を充実してください。
14. 障害児教育の専門性や継続性を高めるため、必要な手立てを講じてください。
 - ①特別支援学級担任が希望する場合、担任を継続できるようにしてください。
 - ②小学校の教員採用選考にも、特別支援学級採用枠を設けるよう検討してください。
 - ③長時間過密労働の是正や、法で定められた休憩時間を適切に確保するなど、安全に丁寧に関わるよう、障害児教育に関わる教職員の労働条件を改善してください。
15. 年度当初の学級設置ならびに、年度途中の教員の長期休暇・休職等にあたっては、特別支援学級担任に欠員が生じることのないよう、講師配置を速やかに行なってください。

<放課後保障>

16. 放課後等デイサービスについて以下の対策を講じてください。
 - ① 徒歩や公共交通機関を利用する場合も送迎加算の対象になるよう国に働きかけるとともに、大阪市独自に支援策を講じてください。また、送迎中も療育時間と認めるよう国に働きかけてください。
 - ② 利用人数に応じた出来高払いの報酬の在り方を見直し、安定した運営ができるように月額払いにするよう国に働きかけてください。区分導入への各区の対応の実態を把握し、報酬の減額により子どもたちへの支援の低下につながることはないよう、問題を系統的に把握してその改善を国に働きかけてください。
 - ③ 保護者の利用料の負担軽減を国に働きかけるとともに、市としても対策を講じてください。
 - ④ 主たる対象が「重症心身障害児」の放課後等デイサービス事業所では、事業所内の配置に加え、看護師や指導員の添乗が必要なため、専門職の確保が困難であり経済的負担も深刻です。人員配置の緩和を国に働きかけてください。
17. 学校と事業所の連携を図るため、学校（支援学校・校区の学校など）から事業者に行事予定表等を配布したり、支援内容を共有するための会議等への参加を保障するなどの手立てを講じるよう、各校を指導してください。

<障害者総合支援法>

【障害者計画・認定審査・支給決定・利用者負担・報酬支払】

18. 利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自の支援策を講じてください。
19. 十分な職員配置が行えるように、基本報酬の引き上げを国に強く求めてください。

20. 災害による事業所の損壊やライフラインの停止などで事業所を休所せざるを得ないとき、報酬減を補填する等の救済策を大阪市として講じてください。
21. 現在国で検討されている地域生活支援拠点（障害児・者の地域生活支援推進のための多機能拠点構想）について、大阪市としてどのように整備していく考えかを示してください。
22. 障害支援区分について、認定調査員への研修を徹底し、調査員によって障害支援区分に差異が生じないようにしてください。
23. 大阪市が障害支援区分ごとに設けている「居宅支援決定基準」を撤廃し、一人ひとりの必要に応じて支給時間を決定してください。

【くらしの場・生活施設・グループホーム】

24. 障害者・高齢障害者が利用できる生活施設・入所施設を整備してください。医療的ケアを含めた重度の方が安心して利用できる暮らしの場を市の責任で整備してください。
25. 障害児生活施設について以下のことを実現してください。
 - ①障害児入所施設における職員配置基準の大幅な改善と合わせ、早急に児童養護施設並みとするよう国に要望してください。また、大阪市としても職員が増員できるよう予算措置を講じてください。
 - ②18歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を増員できるよう、大阪市として手立てを講じてください。
 - ③看護師・臨床心理士などの専門職員の複数配置を強く国に要望するとともに、大阪市として加配措置を講じてください。
 - ④小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう手立てを講じてください。
26. グループホームの土地・建物の購入・建設及び改修について、設備整備補助を拡充してください。
 - ①高齢化・重度化などにより介護度が高くなる利用者が安心して生活できるよう、建物改修や備品購入などの補助額及び適用箇所数を拡充してください。
 - ②スプリンクラーや自動火災報知機等の設置については、その費用の全額が補助金で交付されるよう国に強く要望するとともに、大阪市としても支援策を講じてください。
 - ③賃貸物件のグループホームが、消防法による対応で運営に支障をきたすことがないように、大阪市として必要な手立てを講じてください。
 - ④市営住宅の消防設備については、設置から維持・保守まで、すべて大阪市の責任で行ってください。
27. グループホーム及び24時間支援を行っている事業所に対し支援策を講じてください。
 - ①自立生活援助が適用されることによって、利用者本人の意向に反してグループホームを退去させられることのないようにしてください。
 - ②「日中支援体制加算（I）」について、平日のみが対象であること、利用者が2名であっても1名分しか算定されないことなど、きわめて不十分です。グループホームでの日中支援が安定的に行えるよう、その改善を国に強く要望するとともに、大阪市として必要な支援策を講じてください。
 - ③土・日・祝日や災害等による日中支援事業所の休所、急病などで、利用者が日中をグループホームで過ごす必要がある場合に、十分な支援を行うことができるよう制度の拡充を国に強く要望するとともに、大阪市として独自の補助制度等を設けてください。
 - ④社会的入院の解消について、グループホームを利用する場合日中活動の場も合わせて利用できるようにしてください。また地域移行が円滑に行えるよう十分な移行期間を設けてください。
 - ⑤夜間支援体制加算について、障害支援区分を算定基準にせず、支援対象者の人数で算

定するなど到底重度や高齢の利用者の支援が十分できる内容ではありません。必要な職員配置を行えるように、制度の拡充を講じるよう国に強く要望してください。

- ⑥グループホーム利用者の通院介護に、必要に応じて移動支援のヘルパーを利用できるようにしてください。通院介護によるヘルパーは慢性疾患の定期通院や月2回などの利用制限があり、突発的な病気や怪我などのときには利用できません。利用内容や回数を拡充してください。
- ⑦グループホーム利用者がホームヘルパーを利用できるよう、国に強く要望するとともに、大阪市として必要な支援策を講じてください。
- ⑧新たに設けられた日中サービス支援型グループホームについて、重度の障害をもつ利用者も含めて支援できるよう、報酬単価を再度見直してください。

【短期入所】

28. 短期入所（ショートステイ）事業がより利用者の実態に対応したものになるように大阪市独自の支援策を講じてください。

- ①ショートステイがいつでも利用できるよう設置個所を増やす対策として、グループホーム整備費及び設備整備費と同様の補助金制度を創設してください。
- ②緊急時に利用できるように、緊急枠として空床を確保することに対する補助金制度を創設するなどの措置を講じてください。
- ③各行政区に利用相談窓口を設置し、利用手続きなどがスムーズに行えるよう支援策を講じてください。
- ④強度行動障害の利用者が安心して利用できるよう、職員加配等の支援策を講じてください。

【生活介護・訓練等給付】

29. 生活介護事業を、希望する全ての人が利用できるよう、障害支援区分等の利用条件の緩和を国に要望してください。

- 30. 就労継続A型事業所について、運営や支援内容に問題が起こらないよう、監査・指導を強化してください。
- 31. 視覚障害者への自立訓練は、歩行訓練など1対1で行うものが多く現行の6対1の職員配置は実態に沿いません。視覚障害者の自立に必要な訓練を効率よく行うことができるよう基準の改善を国に求めるとともに、大阪市独自に職員を加配してください。

【居宅介護、同行援護、人材確保対策】

32. 居宅介護事業所のヘルパー不足が原因で、利用者の派遣希望に応じられないケースが増えています。ヘルパー不足を解消するため、報酬単価を引き上げるなどの改善策を講じるよう国に求めてください。

- 33. 大阪市の同行援護事業において、上限51時間に達しない月に残った時間数を翌月に繰り越して利用できるようにしてください。
- 34. 障害児者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じてください。

【相談支援】

35. 相談支援事業が安定して運営できるよう、報酬単価の大幅引き上げを国に求めるとともに、大阪市独自に支援策を講じてください。

- ①サービス等利用計画を作成するためには、ほとんどの場合一般相談支援と同様に日常的な相談支援が必要となります。指定特定相談支援事業においても一般相談支援事業と同様、専門の職員が配置できるよう制度の充実を国に求めるとともに、大阪市独自に支援策を講じてください。
- ②区保健福祉課と各指定相談支援事業所との連携強化を図ってください。個人のケース記録などの情報を、本人の同意を得たうえで共有できるようにしてください。
- ③相談支援事業所・相談支援専門員が必要数確保できるよう、初任者研修や現任者研修を大幅に増やすなどの対策を講じてください。

【補装具・日常生活用具等】

36. 補装具・日常生活用具を拡充してください。
- ①補装具は、耐用年数に至らない場合でも、身体状況の変化や行動範囲が広くて損傷が激しい場合への対応など、必要に応じて給付するようにしてください。
 - ②自己負担なく補装具や日常生活用具が支給されるよう、給付上限額を引き上げてください。とりわけ移動用リフトについては、市場価格で購入できる額に引き上げてください。
 - ③日常生活用具のベッドなどは、身体や障害の状況に応じて変更が必要です。一律に耐用年数を決めずに臨機応変に対処してください。またレンタル方式も検討してください。
 - ④紙オムツなどの支給は、障害により継続的な使用が必要な場合は、原因疾患によらず支給してください。
37. 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象となっていない児童に対する補聴器の修理代の支給を図り、保護者の経済的負担を軽減するように配慮してください。

【移動支援】

38. 移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じてください。
- ①障害のある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるよう国に要望するとともに、大阪市として独自に支援策を講じてください。
 - ②ガイドヘルパーの確保に向けて早朝加算等の加算制度を大阪市独自に講じてください。
 - ③1か月の移動支援時間数の上限51時間を拡大してください。また、利用時間が月の支給時間に満たなかった場合は、翌月に持ち越すことができるようにするなど柔軟に対応してください。
39. ろう重複障害者の通学・通所の支援を拡充してください。聴覚障害者等、社会資源が乏しい現状において、ろう重複は介添人なしでは通学・通所できません。親が病弱であったり、就労している場合は大変な負担がかかっています。介添人の傷病時等も含めて移動支援事業を利用できるようにしてください。

【地域活動支援センター】

40. 地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自に改善してください。
- ①地域活動支援センターは他の事業につながりにくい方々の居場所として機能するなど、障害当事者にとってなくてはならない存在です。支援の充実や職員確保を図るため、委託料は生活介護事業の報酬と同等以上になるよう引き上げてください。
 - ②委託料の算定にあたっては、障害の特性に配慮して通院など必要不可欠な事由については出席扱いすることや、年間の平均利用者で委託費を決定するなど、実態に即したものとしてください。
 - ③委託料は、年度当初の利用登録人員で金額を決定してください。
 - ④利用者減員による委託費減額について、減額の根拠を明らかにするとともに、返金方法等地域活動支援センターの運営が損なわれることがないよう是正してください。

【手話言語条例・意思疎通支援等】

41. 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の啓発を強化してください。
42. 「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」や「障害者総合支援法の地域生活支援事業」の趣旨を踏まえ、手話通訳者派遣事業、ろうあ者生活相談事業の予算を拡充してください。また、中途失明者訪問指導事業、点字図書館等については、専門性や継続性を担保できるよう十分な委託料を確保してください。
43. 手話や筆談による対応が可能であることを示すために、一般財団法人全日本ろうあ連盟が策定した「手話マーク」や「筆談マーク」の普及を図ってください。

44. 大阪府が実施している全ての出前講座に手話通訳者を用意してください。特に開講においては手話通訳者も事前申込制（希望制）ではなく、「いつでもどこでもだれでも」参加できる環境を整備してください。また、講師の派遣とともに手話通訳者もセットで派遣できる体制を整備してください。
45. 大阪府単位で、乳幼児期における手話獲得支援事業を展開してください。なお、大阪府の「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」に沿って2017年4月から乳幼児期手話獲得支援事業を展開していますが、日本財団の期間限定の資金が原資となっていることから、この事業が安定して運営できるよう大阪府として必要な措置を講じてください。
46. 「聴覚障害者等のための研修、文化、体育およびレクリエーション活動等（大阪市手話通訳者派遣事業実施要綱の第6条（ハ）の派遣範囲）」はもちろんです。余暇活動（趣味など）の講座や、就労面を含む資格取得のための研修など、すべての分野で手話通訳者の派遣など情報保障を講座や研修の開催団体や雇用者（企業）に対して義務づけてください。
47. 大阪府役所及び各区役所に手話通訳者を正規職員として設置してください。40年以上も設置できないままで、全国の政令指定都市より非常に遅れています。また、設置するまでの間は、暫定措置として対面通訳の必要性を鑑みて手話通訳者派遣事業の委託先職員の巡回等による予算の確保も含めて対応を図ってください。
48. 大阪府に身体障害者福祉法第34条に基づく聴覚障害者情報提供施設を設置し、映像ライブラリーや視覚的情報の発信のほか、手話通訳者養成事業などを拡充できるための拠点（施設）を確保してください。
49. 各区役所や公共施設に対して、障害者権利条約第2条はもちろん大阪府を結ぶ手話言語条例で定められている『手話は言語である』ということを知徹底してください。
50. 「大阪府手話に関する施策の推進方針」のもと、大阪府が手話の普及を目的に手話PR動画を発信していますが、「おはよう」など一部の手話が実際にろう者が表現する手話ではない為、大阪府民に対して間違った手話が広まってしまふ懸念があります。動画を制作・発信するにあたって、必ず、当事者の確認と合意を図るべく当事者団体である大阪府聴覚障害者協会の立ち会いのもと、手話表現方法（手話の位置や形態特徴など）のチェックを受けるようにしてください。

【事業者選定方式】

51. 福祉施設や福祉事業への指定管理やプロポーザルなど入札制度の導入をやめてください。手話通訳については、プロポーザル方式ではなく対象者である聴覚障害者と業務従事者が安心できる委託方式としてください。

<介護保険>

52. 65歳から介護保険対象となった障害者に対して、一律に介護保険サービスを優先することなく、本人のニーズや状況に基づいて柔軟に支給決定を行ってください。新たに設けられた「新高額障害福祉サービス等給付費」について、対象枠を設けず償還払いを撤廃し、すべての利用者が無料となるよう国に強く要望してください。高齢聴覚障害者には、障害福祉サービスを選択・利用できるようにしてください。
53. 介護予防・日常生活支援総合事業においても、これまで通り要支援の方に対して、ホームヘルプサービス・デイサービスを受けられるようにしてください。
54. ろう高齢者がショートステイや、地域のデイサービスに集まれる曜日を設けるなど、制度や施設を利用するための特別の配慮が講じられるよう、利用者本人やサービス提供施設やケアマネージャー、地域包括支援センター、協議会（自立支援協議会）など、関係先に働きかけてください。
55. 介護認定において、聴覚障害の障害特性としての生活管理の困難さやコミュニケーションや社会性構築の困難さなどが反映されるよう、認定調査員の研修はもちろん認定審

査会でも周知徹底してください。

56. 聴覚障害者について、特別養護老人ホームへの入所対象として意思疎通の問題が常につきまとうことから要介護1・2の特例対象に「聴覚・言語障害」を加えてください。

<その他福祉施策>

57. 長居障がい者スポーツセンターについて、6月18日の大阪府北部地震の際、水漏れが発生するなど老朽化の進行は深刻です。大規模な改修・建て替えについての大阪市としての見解をお示しください。また、建て替えあたっては、予想される南海トラフ大地震および上町断層帯地震に備えるための障害者の防災拠点として位置づけるとともに、スポーツ合宿などにも利用できるよう宿泊施設を併設してください。
58. ろう者のスポーツ参画を拡充するために、スポーツ競技団体に限らず、一般の障害者団体も対象に団体競技スポーツ大会出場奨励金の交付をしてください。また、デフリンピックや国際や全国規模の競技大会のメダリストや入賞者に対する表彰および報奨金を設けてください。

<医療>

59. 重度障害者医療費助成制度を存続・充実させ、医療費負担を無料に戻すとともに、中軽度障害者も対象にしてください。償還払いの負担を当事者や家族に押し付けることのないよう適切な措置を講じてください。
60. 精神科救急医療について、「こころの救急相談」へ電話しても病院を紹介されるだけで、治療に繋がらなかったり、救急車を呼んでもたらい回しにされたり府下の病院を紹介されたりといった状況がいまだにあります。入院するような状態ではなく診療(外来診療、投薬など)を受けることで落ち着き一晩を何とか乗り越えられるといった状況にある方も多くいます。
- ①精神科一時救急医療を強化してください。連携のシステムを明確にして休日や夜間に入院のみでなく診療できる病院を増やし、消防や警察に精神科一時救急医療の主旨を周知してください。
 - ②「こころの救急相談」に相談があり受診が必要になった場合、迅速に治療に繋がるように「精神科救急医療情報センター」からの優先診療予約などがスムーズに行われるようにしてください。
61. 障害者の入院時に必要に応じてホームヘルパー派遣が認められるよう(聴覚障害者への手話のできるホームヘルパー派遣を含む)国に強く要望してください。また、大阪市重度障害者入院時コミュニケーションサポート事業についても、手話や筆談が必要な人を全て対象にするなど、利用対象者を拡充してください。

<交通・まちづくり>

62. 大阪メトロが、7月9日に発表した「2018～2024年度 中期経営計画」において、視覚障害者関係施設が付近に立地しているにもかかわらず、目標が示されていない谷町線「谷町九丁目駅」および四つ橋線「肥後橋駅」への可動式ホーム柵の設置を2021年度中に完了するよう、また、その他の路線の駅ホームへの設置計画を示し可動式ホーム柵の未設置駅ホームについては必ず適切に人員を配置するよう、株主権限を発揮して、大阪メトロに働きかけてください。
63. IC専用の自動改札機が多数設置されることで、弱視者などが「大阪市介護人付無料乗車証」を利用する際の改札通過に支障が生じています。「大阪市介護人付無料乗車証」について希望者にはICカードのものを発行するようにしてください。そのために、東京都方式、名古屋方式などの先行事例などについて研究を行ってください。今後も引き続き「大阪市介護人付無料乗車証」を安心して利用できるよう、磁気カード対応自動改札機をこれ以上減らさないよう、大阪メトロに働きかけてください。

64. 京阪「京橋駅」とJR大阪環状線「京橋駅」の間の誘導ブロックについて、現在、広場の北側にのみ敷設されていますが、両駅の出入り口の構造上、主に北側はJRから京阪へ、南側は京阪からJRへの人の流れが集中しているのが現状であり、南側にも誘導ブロックが必要であると考えております。また、この人の流れに合わせて、京阪の北側出入口、およびJRの南側出入口に誘導チャイムを設置するよう、京阪およびJR西日本に働きかけてください。
65. あびこ筋から大阪障害者センター（大阪市住吉区苅田5丁目1-22）にいたる道路（苅田3丁目と苅田5丁目の境界）について、視覚障害者が付き添いと横に並んで安全に歩けるよう、「ゆずりはの道」を止め、歩道の幅を広げてください。

<障害者の就労等>

66. 大阪市の障害者雇用について、採用数が少なくそのほとんどが有期限の非常勤嘱託職員での雇用となっています。正規職員として長期に安心して働ける環境を大阪市が率先して作ってください。
67. 中央省庁における障害者雇用率水増し偽装問題が発覚して以降、一部の地方自治体でも、国のガイドラインによらない、ずさんな雇用がおこなわれていたことが判明しました。大阪市における状況を明らかにするとともに、雇用に際しては軽度障害者偏重でなく、重度障害者の雇用の場を広げ、積極的に雇用してください。
68. 視覚障害者あはき師の就労機会を脅かす晴眼者の養成施設の新設・定員増については、認可しないよう国に働きかけてください。とりわけ、平成医療学園のあんま・マッサージ・指圧科新設申請については、引き続きあはき法19条の趣旨に基づき認可しないよう国に働きかけてください。また、平成10年の福岡地裁における、「柔道整復師養成施設不指定処分取消請求事件」の判決以降、急増した鍼灸および柔道整復師養成学校の新增設と定員増により、視覚障害者の生活がいっそう困難となっていることについて、大阪市の実態把握に努めるとともに、視覚障害者が就労による自立生活が送れるよう施策を講じてください。例えばヘルスキーパーの採用や、多くの市町村で実施されている高齢者に対する「あはきクーポン券」の交付事業などのように、具体的な施策を講じてください。
69. 一人ひとりの状況に応じた就労支援を行うために、市内在住の高齢聴覚障害者の再就職に関わる実態調査を実施してください。

<救急・消防・防災>

70. 避難所及び福祉避難所における情報・コミュニケーション保障を強化し、各区の担当職員を対象とした研修はもちろん、各区でろうあ者が安心して避難生活ができるように、当事者の確認と合意を図るべく当事者団体である大阪市聴言障害者協会の意見や要望を確認した上で、避難所に聴覚障害者の日常生活用具でもある「聴覚障害者用情報受信装置（アイ・ドラゴン）」を設置するなどの環境を整備してください。
71. 救急搬送に関して、聴覚障害者が手話でコミュニケーションが取れるよう、救急隊員に対する手話の習得機会を設けてください。

以上